

# 社会福祉法人 南陽恵和会 一般事業主行動計画

(令和 5 年 3 月 31 日)

職員が仕事と子育てを両立させることができ、その能力を十分に発揮できる環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日

2. 内容

目 標	男子の子育て目的の休業の取得を促進します。
-----	-----------------------

<対策>

令和 5 年 4 月～ 男性職員が積極的に子育てのための休暇及び休業を取得しやすいような環境づくりに取り組む。

育児休業制度の規程やパンフレット等を見やすいところに設置するとともに、対象となる男子に声がけをし、説明の機会を設ける。